

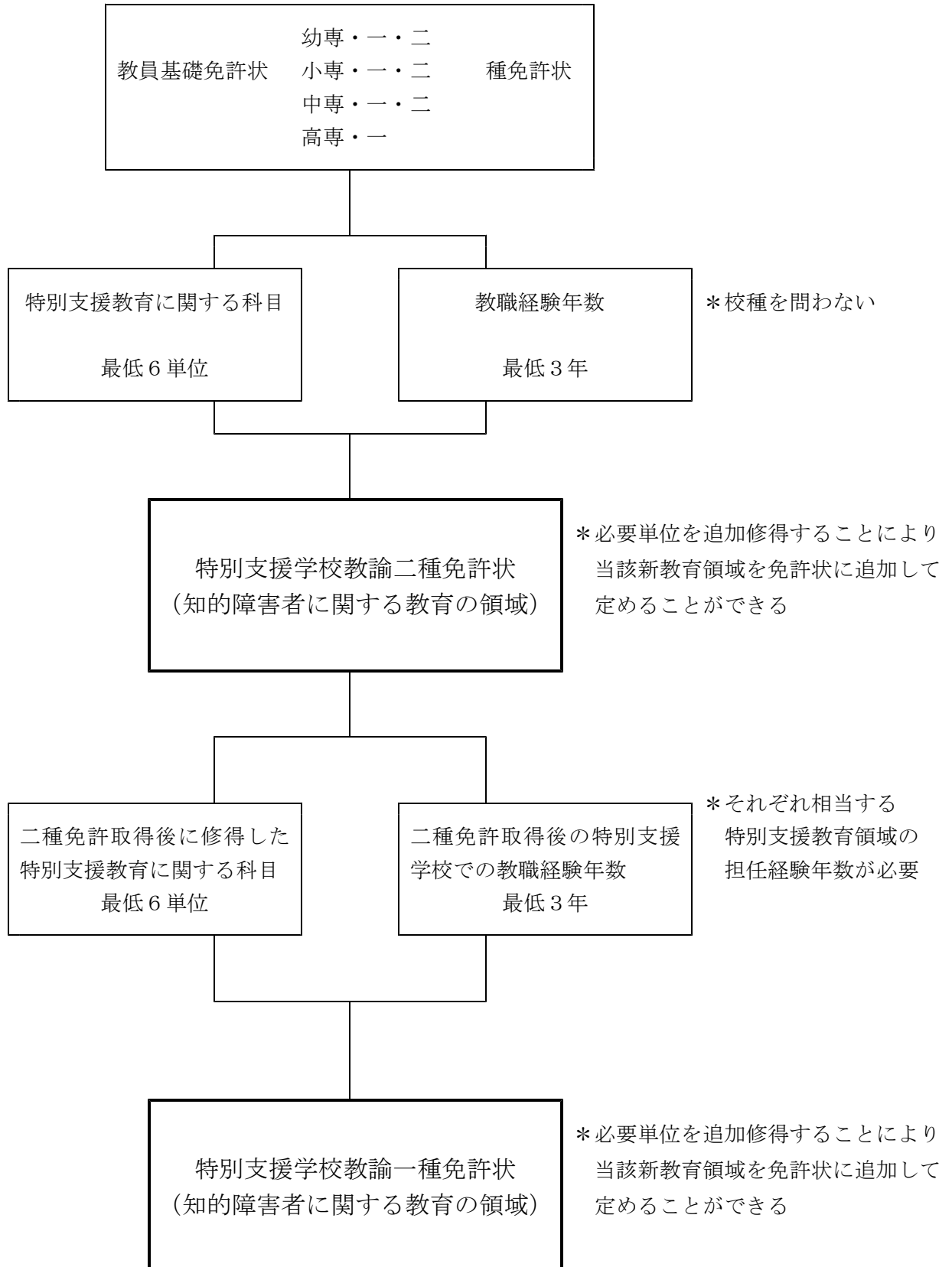
徳島県教育職員免許法 認定講習の手引き

徳島県教育委員会
徳島県立総合教育センター

1 特別支援学校教諭の普通免許状取得方法

(例：知的障害者に関する教育の領域)

(1) 取得の流れ



(2) 特別支援学校教諭二種免許状を取得する科目と単位数

基礎資格	幼・小・中・高等学校普通免許状
在職年数 (注) 1	3 年
最低修得単位数 (注) 2	6 単位

特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目	担任可能領域	最低修得単位数
第一欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目 (注) 3		全領域	1
第二欄 特別支援教育領域に関する科目 (注) 4	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚 聴覚 知的障害	1 (注) 5
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	肢体不自由 病弱	
第三欄 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 (注) 6		全領域	1

この表に示した「特別支援教育に関する科目」の各科目ごとの単位数を含めて、最低修得単位数欄の単位以上を修得すること。最低修得単位数欄の単位数に不足する単位については、特別支援教育に関する科目の中から任意に修得すること。

- (注) 1 休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は、在職年数には含まれません。
- 2 単位は、大学、認定講習、公開講座等で修得することができます。
- 3 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとします。
- 4 第二欄に掲げる科目の単位の修得に当たっては、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」並びに当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むことが必要です。
- 5 第二欄に掲げる科目の単位の修得に当たっては、視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状を受ける場合は、2単位以上、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域を定める免許状を受ける場合は、1単位以上修得することが必要です。
- 6 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外のすべての事項を含むものとします。

(3) 特別支援学校教諭一種免許状を取得する科目と単位数

基礎資格 特別支援学校教諭二種免許状
 在職年数 (注) 1 3 年
 最低修得単位数 (注) 2 6 単位

特別支援教育に関する科目	左の科目に含めるべき科目	担任可能領域	最低修得単位数
第一欄 特別支援教育の 基礎理論に関する科目 (注) 3		全領域	1
第二欄 特別支援教育領域に 関する科目 (注) 4	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目	視覚 聴覚 知的障害	1
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法に関する科目	肢体不自由 病弱	(注) 5
第三欄 免許状に定められること となる特別支援教育 領域以外の領域に関する 科目 (注) 6		全領域	1

この表に示した「特別支援教育に関する科目」の各科目ごとの単位数を含めて、最低修得単位数欄の単位以上を修得すること。最低修得単位数欄の単位数に不足する単位については、特別支援教育に関する科目の中から任意に修得すること。

(注) 1 ①在職年数及び修得単位は、基礎資格である特別支援学校教諭二種免許状を取得した後のものに限られます。

②在職年数は、特別支援学校教諭二種免許状を有し、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として勤務した期間です。

③休職、育児休業、病気休暇、組合専従等の期間は、在職年数には含まれません。

2 単位は、大学、認定講習、公開講座等で修得することができます。

3 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとします。

4 第二欄に掲げる科目の単位の修得に当たっては、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」並びに当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むことが必要です。

5 第二欄に掲げる科目の単位の修得に当たっては、視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状を受ける場合は、2単位以上、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域を定める免許状を受ける場合は、1単位以上修得することが必要です。

6 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外のすべての事項を含むものとします。